

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：保健予防費 目：母子保健指導費

事業名 周産期医療対策事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 医療整備課 医療整備係 電話番号：058-272-1111 (内 2535)

E-mail：c11229@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 716 千円 (前年度予算額：716 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	716	238	0	0	0	0	0	0	478
要求額	716	238	0	0	0	0	0	0	478
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・県の周産期の体制を整備し、関係機関の連携の強化、保健医療従事者の質の向上を目的とし事業を行う。

(2) 事業内容

- ・周産期医療協議会の開催
周産期医療の課題の明確化と改善を図るための会議を開催。
- ・周産期医療関連調査の実施
周産期医療協議会で示唆された周産期医療ネットワーク体制の課題解決に向けた現状分析及び調査研究の実施
- ・周産期医療関係者研修事業
災害時における小児周産期医療の調整を担当する「災害時小児周産期リエゾン」を養成するため、国が実施する研修会へ派遣

(3) 県負担・補助率の考え方

国 1/3 県 2/3

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
人件費	263	周産期医療協議会委員報償費
旅費	410	周産期医療協議会委員旅費、業務旅費
需用費	13	協議会・研修会資料
役務費	6	郵送代
使用料	24	協議会・研修会会場使用料
負担金	0	
合計	716	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・周産期医療体制整備指針
- ・第7期岐阜県保健医療計画 第3部－第2章－第9節 周産期医療対策

(2) 国・他県の状況

- ・周産期医療体制整備指針において、都道府県は周産期医療協議会を設置し、周産期医療体制の整備に関する協議を行うこと、周産期医療関係者に対する研修を行うことを掲げている。

(3) 後年度の財政負担

- ・県において、周産期に関する体制整備、新たな課題等への対応の検討が必要であり、今後も継続して事業を実施していく必要がある。

(4) 事業主体及びその妥当性

- ・周産期医療体制整備指針により都道府県の役割として周産期医療体制整備が掲げられているため、県が事業を実施する必要がある。

事業評価調書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
周産期に関する課題について各関係機関が情報を共有し、課題解決に向け協議し、より安心して子どもを産み、育てられる体制を整える。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 (前々年度末時点)	目標	達成率
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

○指標を設定することができない場合の理由

周産期の体制を整備し、関係機関の連携の強化、保健医療従事者の質の向上が本事業の目的であり、目標の達成度を定量的な指標で表すことができない。

（前年度の取組）

- ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
 - （1）周産期医療協議会の開催
 - ・令和2年度は下半期に開催予定
 - （参考）
 - ・令和元年度：令和2年3月19日 開催

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
小児周産期分野での災害対応体制の整備等、新たな周産期医療の課題を含め、周産期医療体制に関する事項について協議を行った。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い	
(評価) ○	周産期医療体制に関する情報の共有及び課題の検討を行うことで、より良い周産期医療体制の整備につながるため、事業の必要性は高い。
・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価) ○	周産期に関わる医師を中心に構成された協議会であるため、直面する現場の課題や最新の情報等を共有でき、体制の見直し等に反映できる。
・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある	
(評価) ○	周産期に関わる医師を中心に一同に会し、協議を行うことで、時勢の変化に対応した周産期医療体制を整備することができている。

(今後の課題)

・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 周産期死亡事例に関する検討や、精神疾患を有する妊産婦の支援、災害時における周産期医療体制の整備についての協議会において検討が行われていない。	
--	--

(次年度の方向性)

・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 新たに発生する周産期に関する課題を随時把握し、それに対する解決策を検討していく必要があるため、継続して事業を実施する必要がある。	
---	--